

秘密保持に関する誓約書

御中

ベル債権回収株式会社（以下「甲」という。）は、（以下「乙」という。）の有する債権の譲渡ないしは管理回収業務委託の各契約（以下総称して「サービサー契約」という。）を締結するにあたり、必要な事前調査をするために、乙が秘密として指定した資料または情報を借用または閲覧するにあたり、すでに公知になっているもの以外の資料または情報（以下「本件秘密」という。）の扱いにつき、以下のとおり誓約いたします。

1. 甲は、本件秘密を、サービサー契約の締結のための必要な事前調査の目的のためにのみ使用し、その他の目的には一切使用しないものとします。
2. 甲は、事前に乙から書面による承諾を得た場合以外は、本件秘密を第三者に開示もしくは漏洩しないものとします。
3. 前2条に関わらず、甲は、本件秘密を、甲または甲の親会社、子会社もしくは関連会社の役員、従業員、ならびに弁護士、公認会計士、税理士、鑑定士等のアドバイザーであって事前調査に従事し本件秘密を知る必要がある者（以下「提携関連先」という。）に限り、その必要な範囲内でのみ開示するものとします。ただし、甲は、本件秘密の開示を受けた者に対して本書面による甲と同等の義務を遵守させるものとします。
4. 前3条の外、甲は、乙から受けた債権の情報に関し、特に債務者等の個人情報（以下「本件個人情報」という。）の取り扱いについて、甲の社内および提携関連先において十分な保護の為の態勢が取られており、本件個人情報が漏洩し、または不正使用などが一切生じないことを乙に保証します。
5. 甲は、甲の責に帰すべき事由により、本件秘密もしくは本件個人情報が漏洩し、または不正使用され、これによって乙に損害を生じさせた場合には、乙に対し、その損害を賠償するものとします。なお、この条項は甲乙の他の権利を制限するものではありません。
6. 甲は、乙から受けた本件秘密を記載または記録した文書、図面その他の書類または磁氣的、光学的に記録された媒体を厳格に保管管理し、第三者が閲覧できないようにするものとします。
7. 本書面の差し入れ時点において甲の既知の情報については、前各条の適用はされず、また、甲が秘密保持義務を負っていない第三者より正当な手段により入手した情報、甲の責に帰すべき事由によることなく本書面の差し入れ後に公知になった情報、さらに法令通達等の規定により甲が法律上秘密情報開示の義務を負うものに関しても前各条は適用されないものとします。
8. 甲乙間で個別のサービサー契約が成立した場合には、以後、甲の秘密保持義務は当該サービサー契約の合意内容によるものとし、本書面上の義務は解除されたものとします。
9. 甲は、甲が乙とサービサー契約を締結する場合を除き、事前調査が終了したときは、乙から受けた本件秘密が記載または記録された文書、図面その他の書類等を、その写しと共に総て乙に返還するか、破棄するものとします。なお、サービサー契約を締結しないことが確定した場合も同様とします。
10. 甲は、現在、暴力団等（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいう。）に該当しないことを表明するとともに、将来もこれに該当しないことを確約します。
11. 本誓約の有効期間は、本誓約日から発効し1年間とするものとします。また、期間満了の1か月前までに甲または乙から別段の意思表示がないときは、期間満了日から更に1年間延長されるものとし、以後も同様とするものとします。

以上につき、後日の証として本誓約書を差し入れます。

年 月 日

東京都中央区日本橋室町一丁目10番11号
ベル債権回収株式会社
代表取締役

印